

# 評 議 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和3年6月25日(金)午後1時30分～
- 2 開催場所 市立社会福祉センター3階 第1会議室
- 3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から評議員会開催いたします。  
今回、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブ併用での会議としております。不手際な点もあろうかと思いますが、よろしく願いいたします。  
では、本日の出席状況でございますが、評議員定数7名以上32名以内、現在員数28名、会場での出席14名、ウェブでの出席11名合計して本日の出席者25名でございます。従いまして、評議員総数の過半数に達しておりますので、定款第15条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。なお、中村監事、後藤監事にもご出席いただいておりますことをご報告いたします。  
また、本日の議案について、特別の利害関係を有する評議員の出席はございません。  
それでは、はじめに、令和3年4月1日付けで、吉村常務理事が就任いたしましたので、ごあいさつ申し上げます。

吉村常務 (あいさつ)

司 会 続きまして、本会の管理職に異動がございましたので、ご紹介申し上げます。  
4月1日付けで就任いたしました河野社会福祉研修・情報センター所長でございます。青木福祉事業課長でございます。  
次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。  
(資料確認)  
それでは、宮川会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

宮川会長 (あいさつ)

司 会 それでは、ただ今から議事に入りますが、評議員会の議長は定款第15条第1項の規定により、その都度評議員の互選とすることになっておりますが、こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。  
(異議なし)  
異議なしということでございますので、議長を東淀川区社会福祉協議会会長の吉田評議員にお願いいたします。  
吉田評議員様、恐れ入りますが、議長席へお願いいたします。

吉田議長 東淀川区社会福祉協議会の吉田でございます。皆様のご協力をいただきまして、議事を円滑に進めて参りたいと存じます。よろしく願いいたします。  
まず、評議員会の議事録の署名人を決めさせていただきます。議事録の署名人は、定款により2名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただいて、よろしいでしょうか。  
(異議なし)

吉田議長 異議なしということですので、議事録の署名人は、中央区社会福祉協議会会長の浦野評議員と毎日新聞大阪社会事業団常務理事の和田評議員にお願いします。どうぞよろしくお願ひいたします。

### ＜第1号議案＞ 令和2年度事業報告（案）について

吉田議長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。  
第1号議案 令和2年度事業報告（案）について、事務局から説明してください。

堀江課長 地域福祉課長の堀江でございます。  
第1号議案、令和2年度事業報告（案）につきまして、ご説明申しあげます。  
資料1の1頁をご覧ください。全文を読みあげさせていただきます。  
わが国では、少子・高齢化が急速に進行しており、令和7年（2025年）には、団塊世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者となることを見込まれています。少子・高齢化の進行は、労働力人口の減少、地域社会の活力低下など、社会経済や社会保障に大きな影響を与え、単身高齢者の増加や地域・家族などのつながりの希薄化と相俟って、社会的孤立や、生活に問題を抱える人々の福祉課題の多様化・複雑化、「制度の狭間」問題が顕在化してきています。

こうした状況に対応し、本会は、つながり・支え合うことができる福祉コミュニティを構築すべく、令和2年度は、とくに新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の影響にも配慮し、取組みを着実に進めました。

外出自粛が要請され、従来の地域福祉活動の実践が困難となるなか、本会では、区社協と大阪市・区民生委員児童委員協議会の協力を得て、「外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業」を実施し、コロナ禍での不安や困りごとについて実態を把握しながら高齢者や障がい者等の安否確認や見守り活動を継続しました。

また、これらの活動を通じて得た情報を踏まえ、地域で、さまざまな活動に取り組む団体が、コロナ禍での活動の継続や再開、代替策などを考える際の視点や具体的手順をまとめた「コロナの中でもつながる方法」を作成し、区社協の地域福祉活動支援事業や要援護者の見守りネットワーク強化事業、地域包括支援センター事業等のコロナ禍に対応した展開支援を図りました。

さらに、コロナの影響による休業や失業で経済的に困窮した世帯が急増したことから生活福祉資金の特例貸付として位置づけられた、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付や生活困窮者自立相談支援窓口における住居確保給付金への対応などに、市・区社協が一体となり取り組みました。

一方、地域福祉活動推進計画（平成30年度～令和2年度）の評価・検証を踏まえ（1）場づくり・つながりづくりを絶やさない（2）見守りと生活支援・相談支援に取り組む（3）参画と協働による地域づくりを拡げる、を基本目標とした「第2期大阪市地域福祉活動推進計画」（令和3年度～5年度）を令和3年3月に策定しました。

以上、本会は、コロナの終息の兆しが見えない中、「地域における共生・人権尊重」と「災害への備え」の視点を持ち、平常時はもちろんのこと、非常時であっても、地域福祉を推進する中核的な団体として求められる役割がさらに高まることを認識しつつ、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会、「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある

堀江課長

福祉によるまちづくり」の実現に向け、地域福祉を推進しました。

続きまして、2 頁「取組み実施状況」をご覧ください。ただいまご説明いたしました令和 2 年度の事業報告の概要に基づき、本会が取り組んでまいりました個別の事業について記載しております。

令和 2 年度は、一年を通して新型コロナウイルスの影響を受けながらの事業展開となりました。新しい生活様式を踏まえ、急速に社会もデジタル化が進み、本会でもオンラインの活用により、場所などに捉われず、会議や研修を中心に積極的に取り組みました。

では、主な内容につきましてご説明いたします。

2 頁の「1 自律的な事業運営に向けた組織基盤の強化」でございます。

(1) 人材の確保につきましては、オンラインを活用した法人説明会の開催や、人材育成の方は、毎年策定する研修計画に基づき、各種研修を実施しました。

(2) 組織基盤の強化につきまして、法人財務基盤を強化するため、事業受託を積極的に進め、令和 3 年度の要介護認定調査・障がい支援区分認定調査業事業に公募申請し、令和 3 年度の受託が決定いたしました。

3 頁の「2 『大阪市地域福祉活動推進計画』の推進・評価及び第 2 期計画の策定」でございます。

大阪市地域福祉活動推進計画の最終年度として、3 つの重点目標、本会が推進する 12 項目を着実に推進するとともに、3 年間の評価結果も総括しました。また、令和 3 年度から 5 年度の 3 年間の計画期間とし、「第 2 期 大阪市地域福祉活動推進計画」を策定しました。

続きまして、「3 コロナ禍でのつながりを絶やさない見守り支援事業の実施」でございます。

コロナ感染拡大に伴う、外出やイベントの自粛要請等で、高齢者や障がい者などが孤立や不安を抱えないよう、見守りや安否確認等の強化を目的に、外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業を区社協と協働して実施しました。

内容については、理事会や評議員会でも年度途中でご報告もさせていただきながら進めましたが、大きく 4 つ取組みました。

(1) 民生委員・児童委員の協力による見守り活動の実施でございます。1 回目の緊急事態宣言が発出されたゴールデンウィークの期間と夏の期間の 2 回に分けて、民生委員・児童委員のみなさま、延べ 22,285 人のご協力を得て、電話や自宅訪問による安否確認、マスクと啓発チラシのポスティング等、52,285 人を対象に見守り活動を実施いたしました。

(2) タオル等、啓発物品の配付による見守り活動の実施でございます。本会と区社協、各地域団体、ボランティアなどと協力し、啓発物品 46,750 セットを活用して見守り活動を実施いたしました。

(3) ふれあい型食事サービス等の利用者への配食活動の実施でございます。5 月から 12 月までに、ふれあい型食事サービスまたはみんな食堂の利用者などを対象に、計 50,965 食を配食しました。

(4) 区社協独自の取組みへの支援でございます。コロナ禍でもつながりを絶やさないため、啓発チラシ・衛生物品等の配付や返信用葉書を使った安否確認など、区社協独自の取組みを支援しました。

4 頁に移りまして、(5) 実態調査でございます。以上の取組みは、住民のみなさ

堀江課長

んの安否確認と併せ、本会並びに区社協で実施している他の事業にも意識的に関連付け、推進いたしました。

「4 地域共生社会の実現に向けた区社協活動及び法人運営に向けた支援」でございます。

(1) 地域福祉の充実に向けた事業の推進の「ア 地域福祉活動推進支援事業」「イ 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」とともに、コロナ禍で例年通りの地域での活動への支援や地域づくりの取組みが進みづらかったところもありますが、つながり方の工夫をし、こんな時だからこそ、住民のSOSを見落とさないよう、個別支援にも積極的に取り組みました。

「エ 生活困窮者自立支援事業」について、コロナ禍による住居確保給付金の要件緩和に伴う相談者の急増に対し、円滑に業務が進むよう、日々の現状把握や情報整理等を通じて後方支援しました。

「5 地域福祉推進に向けた新たな担い手の参画と育成強化」でございます。

(1) 学生ボランティアの育成については、福祉系大学や専門学校等に対して、学生ボランティアを募集し、36人のボランティア登録がありました。登録者には、こどもの居場所活動等の継続的な活動や、住民への調査等に係る活動を紹介するなど、活動を通じた学びと成長を支援しました。

(2) 社会福祉研修・情報センターにおける福祉専門職及び新たな担い手の育成・確保につきましては、オンデマンド等を積極的に取り入れ、アの社会福祉施設職員を対象とした研修や、イの社会福祉施設における感染防止対策についての動画の作成及び配信等を行いました。

新たな取り組みとしては、6頁のキの「介護の職場 担い手創出事業」を実施いたしました。専門職がより専門性を発揮できる環境をつくり、専門職以外の人材の介護分野への参入を促し、人材の裾野を拡げることを目的に実施し、人材確保・定着の手法や効果を検証しました。

「6 助成金や市民からの寄附などによる民間活動への支援」についてでございます。

(1) 大阪市ボランティア活動振興基金の充実につきまして、令和元年度に活動団体が活用しやすいよう大きく枠組みを改編しました。その結果、改編前と比して申請件数が41件増え合計222件となり、また、申請団体の約5割が新規団体であり、多くの民間活動への支援につながりました。

7頁「7 災害に備えた取組みの推進」についてでございます。

(1) 市災害対策本部及び市災害ボランティアセンターの設置に備えた取組みについて、災害時に円滑に対応できるよう、区社協とも連携して、災害対策本部及び災害ボランティアセンター設置訓練を実施しました。

9頁「10 多様な相談支援の充実」でございます。

(2) 地域子ども支援ネットワーク事業につきましては、(1)のボランティア・市民活動センターで実施している事業の一つであり、事業開始の平成30年度から令和2年度で3年目となりました。コロナの影響によりこども食堂が活動休止となったところが多く、その間の活動者の支援として連絡会を開催したり、シンポジウムの開催を通して、課題解決のヒントとなるよう活動を支援しました。また、企業等からの寄附も非常に多かった一年となりました。

10頁の(6)生活福祉資金貸付事業をご覧ください。

堀江課長

コロナの影響により、令和2年3月から生活福祉資金の特例貸付として位置付けられた、緊急小口資金及び総合支援資金の相談・受付窓口である各区社協に対して、情報提供や連絡調整など、円滑かつ効果的な業務の支援に向け、全社協、大阪府社協、大阪市とも連携し、相談窓口の環境整備、対応職員の調整や本会ホームページでの情報掲載などに努めました。

11頁「11 中立・公正な立場に立った事業の展開」でございます。要介護認定調査や障がい支援区分認定調査及び他都市の市内居住者の認定調査について、コロナ禍の影響で大阪市は令和2年6月・7月未認定期間満了の更新申請ケースに対して、全件「認定期間延長措置」を取り、その後も更新対象者の意向により認定期間延長が選択できる措置を継続したことで、調査件数は大きく減少した結果となりました。

最後に、「12 福祉関係機関・団体との連携と協働」をご覧ください。

(1)の民生委員・児童委員との連携や(4)の大阪市住まい公社との連携、12頁に移りまして(5)の大阪市社会事業施設協議会活動の推進など、各団体と連携し、幅広く地域福祉の推進を図りました。

以上、令和2年度事業報告(案)の主な事業のみご説明させていただきました。なお、本日の資料は取組み実施状況のみ抜粋した内容となっております。ご承認をいただきましたら、個別の事業の詳細と第2号議案でご審議いただきます決算報告書と合わせまして製本し、後日改めて、送付させていただきたく存じますので、よろしく願いいたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

吉田議長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(異議なし)

異議なしということですので、第1号議案は、原案どおり決定されました。

## <第2号議案> 令和2年度決算報告(案)について

吉田議長

続きまして、第2号議案の令和2年度決算報告(案)について、事務局から説明してください。

真鍋次長

事務局次長兼総務課長の真鍋でございます。

第2号議案、令和2年度決算報告(案)についてご説明いたします。資料2、1頁をご覧ください。

令和2年度決算報告の概要ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、高齢者等の安否確認や見守り活動を行う「外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業」と、生活福祉資金の特例貸付として「新型コロナウイルス特例貸付事業」の2事業を新たに実施しました。

コロナ禍の影響により、例えば要介護認定訪問調査事業において認定期間が延長されたことにより調査件数が減少するなど、規模の縮小を余儀なくされた事業もありましたが、その都度、大阪市や関係団体と調整を重ね、健全な法人運営に努めました。

真鍋次長

また、法人運営の面では、本会の自主財源を活用する「地域こども支援ネットワーク」を実施するなど、地域福祉活動への支援も積極的に行いました。

それでは、令和2年度の財務活動についてご説明いたします。

「1 法人全体の状況」(1) 貸借対照表をご覧ください。

貸借対照表は、3月31日時点の本会のすべての資産・負債・純資産の残高を表します。特に、純資産の増減は、組織の財政基盤の健全性を表す指標となりますことから、前年度決算額との比較によりまして、今年度の財政状態についてご説明いたします。

今年度の3月31日時点の資産総額は、29億7,378万7,672円、負債総額は9億4,524万2,404円となっており、その差額、組織の財政基盤を表す純資産額は20億2,854万5,268円です。

一方、昨年度の純資産額は記載しておりますとおり、19億9,081万2,360円で、比較しますと3,773万2,908円の増となっていることから、財政基盤が強化されたと言えます。なお、純資産額増加の主な要因は、経営安定化積立基金への積み立てのほか、災害時ボランティア活動積立金の積立によるものです。

次に、2頁、(2) 事業活動計算書をご覧ください。

事業活動計算書は、4月1日から3月31日における本会の経営成績を表します。特に、当期活動増減差額は、一般には当期純利益と呼ばれるものであり、その数字がプラスであれば財政基盤の強化につながることから、組織の経営状況を判断する指標となります。

今年度中の収益総額は42億481万8,182円、費用総額は41億8,725万4,833円であり、その差額はプラス1,756万3,349円となっております。なお、費用の中には、収支のバランスが取れないことが前提となっているものとして、ボランティア活動振興基金事業の助成金費用のほか、保有債券の年度末における評価損が含まれています。よって、これらの事業を除いた、収入に見合った支出が前提となっている事業における当期活動増減差額は、1億1,247万7,001円の増となっており、法人本体の経営状態は良好であることを示しております。

続きまして、3頁(3) 資金収支計算書をご覧ください。

資金収支計算書は、4月1日から3月31日における、本会の事業資金の収支の内訳を表します。特に、当期末支払資金残高は、次年度へ繰り越すことのできる事業資金額を表します。

今年度の収入総額は42億5,287万2,391円、支出総額は41億8,098万2,660円となっております。前期末残高の8億1,750万9,937円に対して、次年度への繰越事業資金額を表す当期末支払資金残高は、8億8,939万9,668円となっております。これら、前期残高と当期末残高の差が約7,200万円の増となっておりますことから、今年度は、前年度と比較して事業資金を増加させることができたと言えます。

以上、3つの計算書類をもとに、本会の全体的な財政状態・経営状況・資金繰りの状況についてご説明いたしました。

続きまして、4頁「2 事業ごとの主な状況・特筆事項」をご覧ください。

ここでは、各事業の資金収支計算書をもとに、その予算額と決算額に乖離があるもの、あるいは各事業での特筆すべき事業内容について、ご説明いたします。

それでは、①法人運営事業をご覧ください。

経常経費寄附金収入について、予算額3,133万6,000円のところ、決算額3,148

真鍋次長

万4,009円となっております。これは第3次補正予算でお諮りしたとおり、大阪市ホームヘルプ協会から解散に係る残余財産をご寄附いただいたことによるものでございます。

次に広告料収入について、予算額10万円のところ、決算額141万9,600円となっております。これは、昨年まで地域福祉活動推進支援事業で計上していました広報誌「大阪の社会福祉」の広告料収入を、法人運営事業で計上するよう整理したことによるものでございます。

最後に、災害時ボランティア活動支援積立金資産支出については、予算どおり100万円を計上しております。同積立金については、大阪市における大規模災害に備えるため、来年度以降も計画的に積立を継続してまいります。

続いて②地域こども支援ネットワーク事業をご覧ください。助成金収入について、予算額が300万円のところ、決算額は298万5,784円となっております。地域こども支援ネットワーク事業は、自主財源のほか、大阪市からの補助金と、事業に賛同いただいた施設や市民の方々からの協賛金を原資として実施している事業ですが、今年度は81もの団体・市民から協賛金を助成いただきました。なお、不足分につきましては、前年度に故 椎名道代 氏から頂いた寄附金を元に設定しました「福祉活用資金」を充当しました。

続いて③共同募金配分金事業をご覧ください。共同募金配分金収入について、予算額1,300万円のところ、決算額1,219万2,260円となっております。同収入については、令和元年度において新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年度に繰越実施となっていた災害支援等に関する助成事業に係る収入のほか、地域の子どもの福祉のための助成も含まれております。

続いて④要介護認定訪問調査事業をご覧ください。受託金収入について、予算額10億764万円のところ、決算額7億4,574万8,166円となっております。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、要介護認定期間が延長されたことで、調査申請件数が当初見込み件数に比して減少したことによるものでございます。

続いて⑤生活福祉資金貸付事務事業をご覧ください。コロナ特例貸付事務費収入について、予算額2億4,000万円のところ、決算額3億558万1,129円となっております。これは、第3次補正予算において特例貸付制度の延長による予算の増額をお諮りしたところですが、その後、特例貸付制度が再度延長したことを受け、事業実施に係る受託金額が増加したことによるものです。

続いて⑥社会福祉研修・情報センター事業をご覧ください。参加費収入が予算額2,200万円のところ、決算額409万2,450円となっております。これは、センターの改修工事により実施研修が中止となったほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止による研修のオンライン対応等、実施方法の変更によるものです。

以下、⑦から⑨では、各事業における今年度助成件数・貸付件数を備考欄に記載しております。それぞれ、善意銀行事業における助成件数は10件、ボランティア活動振興基金事業における助成件数は191件、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業における貸付件数は53件となっております。

最後に、資料はございませんが、社会福祉充実財産についてご報告いたします。

改正社会福祉法の施行に伴い、社会福祉充実財産は毎年度算定することが必要となりました。厚生労働省の通知では、主として施設・事業所の経営を目的としない法人等の特例として、土地・建物を所有していない法人の場合は、財産額から年間

真鍋次長 事業活動支出の全額を控除できると示されていますことから、本会の場合、年間事業活動支出を財産額から控除した結果、残額が生じず、社会福祉充実計画を策定する必要はないことをご報告いたします。

以上、令和2年度決算報告（案）についてご説明いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

吉田議長 ただ今、令和2年度決算報告（案）について、説明がありましたが、皆様からのご質問をお受けする前に、後藤監事さんから監査報告をお願いします。

後藤監事 監事監査報告は資料2の72頁に添付していますのでご参照ください。

私、後藤と中村監事は、令和3年6月1日、市社協事務局において、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの理事の業務執行の状況について監査を実施しました。あわせて、会計監査人「かがやき監査法人」から会計監査報告を受けたところでございます。その結果につきまして、監事を代表してご報告申し上げます。

事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

また、理事の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

さらに、内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

計算関係書類及び財産目録については、会計監査人「かがやき監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、本決算資料の最終頁には会計監査人からの理事会あて監査報告書も添付していますので、後ほどご参照ください。

以上でございます。

吉田議長 ありがとうございます。それでは、皆様からのご意見・ご質問についてお受けいたします。いかがでしょうか。

山田評議員 社会福祉充実計画を策定する必要が無いとご説明をいただきましたので、評議員会の決議事項である社会福祉充実計画の承認という点においては先の説明で構わないと思いますが、できましたら社会福祉充実残額の算定シートについても資料としてつけていただけたらと思います。

真鍋次長 次回から資料としてご用意させていただきますので、よろしく願いいたします。

山田評議員 他法人では算定シートを資料として出して、私たちも確認させていただいておりますのでよろしくお願い致します。

吉田議長 他にご意見・ご質問はございませんか。リモートで参加されている方もございませんか。

ないようでございますので、ご承認いただけますか。ご承認の場合は、挙手をお



吉田議長 願います。

( 挙 手 )

異議なしということですので、第2号議案は、原案どおり決定されました。

### <第3号議案> 理事及び監事並びに会計監査人の選任について

吉田議長 続きます。第3号議案でございますが、宮川会長、中村監事、吉村常務理事、浅井理事につきましては、理事及び監事候補者でございますので、一旦退席をお願いいたします。

( 退 席 )

それでは、事務局から説明してください。

真鍋次長 第3号議案 理事及び監事並びに会計監査人の選任につきまして、ご説明いたします。

理事及び監事並びに会計監査人の任期が本評議員会の終結時までとなっており、次の任期における理事及び監事並びに会計監査人を選任する必要があることから、6月10日に開催しました理事会において推薦されました各候補者の選任につきまして、お諮りするものです。

はじめに、資料3の8頁をご覧ください。理事・監事・会計監査人選任規程の第2条、理事の選任では(1)の区社会福祉協議会の代表者から、(4)の社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等、までの4つの区分から選任すると規定しております。

1頁にお戻りください。理事(案)でございますが、まずは「区社会福祉協議会の代表者」でございます。

大阪市福島区社会福祉協議会会長の矢山英夫様、大阪市此花区社会福祉協議会会長の宮川晴美様、大阪市西淀川区社会福祉協議会会長の太田純一様、大阪市淀川区社会福祉協議会会長の三田和夫様、大阪市東成区社会福祉協議会会長の清水弘様、大阪市生野区社会福祉協議会会長の多田龍弘様、大阪市阿倍野区社会福祉協議会会長の永岡正己様、大阪市住之江区社会福祉協議会会長の中野紀久雄様、大阪市東住吉区社会福祉協議会会長の川本公夫様、合計9名の皆さまです。

なお、現在、理事としてご尽力いただいております西区社会福祉協議会会長の笹野井庸夫様、平野区社会福祉協議会会長の田中智偉子様におかれましては、今期をもって区社協会長を退任されたことに伴い、本会理事についてもご退任となります。

続きます。「公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者」でございます。大阪市地域振興会会長の宮川様におかれましては此花区社会福祉協議会会長を兼任されておりますので、「区社会福祉協議会の代表者」として選任いたしたく存じます。

大阪市地域女性団体協議会会長の前田葉子様、大阪市社会事業施設協議会会長の倉光愼二様、大阪府社会福祉協議会常務理事の田中進様、大阪府共同募金会常務理事の林田潔様、大阪市ひとり親家庭福祉連合会会長の北玲子様、大阪市身体障害者団体協議会会長の手嶋勇一様、以上6名の皆さまです。

2頁に移りまして、「民生委員・児童委員等奉仕者の代表者」でございます。

大阪市民生委員児童委員協議会会長の吉川郁夫様、大阪市民生委員児童委員協議会副会長の四宮政利様、以上2名の皆さまです。

真鍋次長

最後、「社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等」でございます。

大阪市福祉局長の出海健次様、大阪市こども青少年局長の佐藤充子様、大阪府立大学名誉教授の右田紀久恵様、本会常務理事の吉村浩、本会事務局長の浅井俊之、以上、5名の皆さまです。

続きまして、監事（案）について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、再び、8頁の理事・監事・会計監査人選任規程をご覧ください。第3条第2項で、監事の選任につきましては、監事のうち1名は財務諸表を監査し得る者、1名は社会福祉事業について見識を有する者と規定しております。

2頁にお戻りいただいて、監事（案）でございます。

監事のうち1名は、現在も監事としてご尽力いただいております、税理士の中村保弘様に引き続きお願いしたいと存じます。もう1名につきましては、現監事の後藤静男様が大阪市老人福祉施設連盟の代表理事を交代されたことから、後任として大阪市老人福祉施設連盟業務執行理事の新田正尚様に、お願いしたいと考えております。監事の選任にあたっては、現監事である中村監事、後藤監事の同意を得たうえで評議員会で選任することとなりますが、4頁に両監事に同意いただいた資料を添付しておりますのでご覧ください。

なお、本日で任期満了となる後藤監事には評議員会の最後でご退任のあいさつをいただきたいと存じます。

資料の2頁にお戻りいただきまして、理事及び監事の任期につきましては、本日、令和3年6月25日から令和4年度会計に係る定時評議員会終結時まででございます。

続きまして、3頁をご覧ください。会計監査人（案）ですが、現在「かがやき監査法人」が会計監査人となっておりますが、平成29年度の就任から5年目を迎え、監査に係るスケジュールや報酬額等を見直す観点から、プロポーザル方式により公募をいたしました。その結果、複数の監査法人から応募があり、会計監査人候補者選定委員会において選定された「辻・本郷 監査法人」が理事会において会計監査人候補者として推薦されました。

任期につきましては、本日から令和3年度会計に係る定時評議員会終結時まででございます。

会計監査人候補者選定までの経過や会計監査人候補者に係る資料等は5頁以降に添付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上、理事及び監事並びに会計監査人の選任についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

吉田議長

ただ今、理事・監事・会計監査人の選任について、説明がありましたが、定款により、理事及び監事の選任にあたっては、候補者ごとに決議をとるということでございます。

私から、候補者のお名前をお一人ずつ読みあげますので、ご承認の場合は、挙手をもってかえさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、資料3の1頁、理事の選任でございます。

矢山英夫さん

（ 挙 手 ）

宮川晴美さん

吉田議長 大垣純一さん ( 挙 手 )  
三田和夫さん ( 挙 手 )  
清水弘さん ( 挙 手 )  
多田龍弘さん ( 挙 手 )  
永岡正己さん ( 挙 手 )  
中野紀久雄さん ( 挙 手 )  
川本公夫さん ( 挙 手 )  
続きまして、前田葉子さん ( 挙 手 )  
倉光愼二さん ( 挙 手 )  
田中進さん ( 挙 手 )  
林田潔さん ( 挙 手 )  
北玲子さん ( 挙 手 )  
手嶋勇一さん ( 挙 手 )  
資料の2頁です。吉川郁夫さん ( 挙 手 )  
四宮政利さん ( 挙 手 )  
続きまして、出海健次さん ( 挙 手 )  
佐藤充子さん ( 挙 手 )  
右田紀久恵さん ( 挙 手 )  
吉村浩さん ( 挙 手 )  
浅井俊之さん ( 挙 手 )

ありがとうございました。

今、挙手をもって、お一人ずつ決議をいただきましたので、22名のみなさんを令和3年6月25日から令和4年度会計に係る定時評議員会終結時を任期として理事

吉田議長

に選任いたします。

続きまして、監事の選任でございます。

中村保弘さん

( 挙 手 )

新田正尚さん

( 挙 手 )

ありがとうございました。

中村さん、新田さんにつきましても、挙手をもって、お一人ずつ決議をいただきましたので、令和3年6月25日から令和4年度会計に係る定時評議員会終結時を任期として監事に選任いたします。

それでは、ここで、宮川会長、中村監事、吉村常務理事、浅井理事に着席いただきます。

( 着 席 )

続いて、会計監査人の選任について、ご意見・ご質問はありませんか。

山田評議員

採点結果を拝見すると、辻・本郷監査法人は次年度以降の重要項目において点数が他より高く、結果1位となり選定されていますが、この項目において辻・本郷監査法人はどのような提案であったのか、ご説明をお願いします。

真鍋次長

監査費用や監査日数を見直す観点からプロポーザルを行い、資料の5頁に記載のとおり4事業者から応募がありました。次年度以降の重要項目については、大きくは次年度以降の監査費用についての提案でした。辻・本郷監査法人は契約期間中は費用の増額はしないと提案がありました。他の監査法人については、初年度は安価な設定ですが、次年度以降は増額予定の提案であったほか、資料に記載はありませんが、監査日数についても今まで35日かかっていたところが、辻・本郷監査法人については22日間という提案であり、総合的に辻・本郷監査法人が良いのではないかと選定委員会において選定されました。ただ、永遠に契約するものではございませんので、内容を確認しながら都度、見直していく必要があると考えています。

吉田議長

従来の監査法人から値上げの提案があり、交渉するも難しかったことから、今回プロポーザルに至ったわけですが、かえって安くなったということです。

山田評議員

辻・本郷監査法人は本部が東京にありますよね。大阪営業所の方が代表社員として監査していただくということになると思いますが、また内容を精査して、良ければ継続、何かあった場合は変更も含めて検討していただければと思います。

吉田議長

他にご意見・ご質問はございませんか。ご意見がないようでございますので、ご承認いただけますか。

( 異 議 な し )

異議なしということですので、辻・本郷監査法人を令和3年6月25日から令和3年度会計に係る定時評議員会終結時を任期として会計監査人に選任いたします。

本日予定の議案は以上になります。長時間にわたりご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

司 会 ありがとうございます。  
最後に、後藤監事、西成区社会福祉協議会会長の住谷評議員、産経新聞厚生文化事業団相談役の佐藤評議員が本日付け任期満了でご退任されます。また、天王寺区民生委員児童委員協議会会長の一本松評議員は6月22日付けで天王寺区社協会長に就任されており、区社協の代表者として評議員にご就任いただきたく、民生委員の代表者としては一旦ご退任されます。  
ご退任にあたり、それぞれごあいさつをいただきたいと思います。後藤監事からよろしく願いいたします。

後藤監事 (あいさつ)

司 会 続いて、住谷評議員お願いいたします。

住谷評議員 (あいさつ)

司 会 続いて、佐藤評議員お願いいたします。

佐藤評議員 (あいさつ)

司 会 最後に、一本松評議員お願いいたします。

一本松評議員 (あいさつ)

司 会 ご退任となる皆さま方におかれましては、長きにわたりありがとうございました。  
それではこれもちまして、評議員会を終了させていただきます。  
この後、事務局から評議員の就任に係る書類をお渡しいたします。ウェブ出席の評議員については、本日郵送いたしますので、お手元に届きましたらご返送いただきますよう、よろしく願いいたします。  
本日は、ご多用の中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。